

# 復興特区税制(法第37条～第40条)～指定に関する手続き～

## ①ひたちなか市への指定の申請

例:4月申請の場合

- ① 指定をうけようとする法人または個人事業者(以下、「法人等」)(注1)は、指定事業者事業実施計画書(注2)と、その他必要な事項を記載した指定申請書をひたちなか市に提出します。  
(注1) 新規立地促進税制(法第40条)は、法人のみ適用  
(注2) 新規立地促進税制(法第40条)においては、指定法人事業実施計画書を提出

## ②市による指定

例:5月指定

- ② 復興推進計画に記載されている復興推進事業を行なう法人等からの指定の申請に基づき、指定要件を満たしている法人等をひたちなか市が指定します。  
(法第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項)

## ③指定に係る事業の実施状況報告

例:1月(個人事業者:12月決算)  
4月(法人:3月決算)  
※法人の場合は、法人ごとに定められた事業年度により提出時期が異なります。

- ③ 指定を受けた法人等は、指定に係る復興推進事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告書を、事業年度終了後1か月以内に、ひたちなか市に提出します。  
(法第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項、第40条第2項、施行規則第9条第1項、第12条第1項、第15条第1項、第18条第1項)

## ④市による認定書の交付

例:2月(個人事業者:12月決算)  
5月(法人:3月決算)  
※法人の場合は、法人ごとに定められた事業年度により認定時期が異なります。

- ④ ひたちなか市は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合、実施報告書の提出を受けた日から原則として1か月以内に、指定を受けた法人等に対して復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。  
(施行規則第9条第2項、第12条第2項、第15条第2項、第18条第2項)

## ⑤確定申告

例:2～3月(個人事業者:12月決算)  
5～6月(法人:3月決算)  
※法人の場合は、法人ごとに定められた事業年度により申告時期が異なります。

- ⑤ ひたちなか市から認定書の交付を受けた法人等は、証明書類として認定書を添付し、税務署等に確定申告を行います。